

このほか、もう用済みとなつてしまつた法令を廃止するための法令が制定されることがあります。たとえば、工業再配置促進法を廃止する法律（平成一八年法律第二二二号）がその例です。

限時法 法令の中には制定の当初からあらかじめ、その法令の有効期間が定められているものがあります。これを「限時法」といいます。たとえば、沖縄振興特別措置法附則二条一項においては、「この法律は、平成一十四年三月三十一日限り、その効力を失う」と定められていますが、この日が満了すれば、この法律は何らの措置をとることなく自動的に失効します。もつとも、失効前にこの規定が改正されて、期限がさらに延期されれば、それだけ効力が延びていくことになります。

実効性の喪失 法令の規定が効力を失う第三の形態としては、法令の制定目的がすべて達成されてしまうことなどによってその法令の実効性が失われるという場合があります。具体的にいうと、その法令自身が一回限りの適用を予定している場合や社会情勢の変化等により、その法令の適用対象が存在しなくなつた場合などが考えられます。たとえば、平成一七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（平成一八年法律第二二号）がその例に該当します。これらの法律には、「……その効力を失う」という規定が置かれていないので限時法ではありませんが、内容から考えて、一定の期間経過後はもう実質的に働くことがなくなつてしまいます。すなわち「実効性の喪失」です。限時法と違うところは、实际上はもう動かなくなつても、廃止されるまでは形式的には存在するということですが、そうなると法令集においても、実効性の喪失と

いうことで収載法令の中から落としてしまいます。

法令相互間の矛盾 法令の規定が効力を失う第四の形態としては、法令相互間の矛盾・抵触による失効という場合があります。わが国においては、新たに法令を制定するときには、他法も含めて法令の改廢が丁寧になさるので、この例に該当する場合は少ないのですが、ある法令の内容に抵触するような法令が新たに制定されたような場合には、形式的に存在していても、実質的には効力を失つてしまつことがあります。

すなわち、新たに制定された法令が形式的効力において上位にあるときには「形式的効力の原理」により、また新たに制定された法令がその法令と同位の法令のときには「後法優先の原理」によつて、その矛盾・抵触する限度で法令の効力が失われる變成になるのです。

3 法令不適及の原則と法令の溯及適用

法令不適及の原則 法令は施行と同時にその効力を發揮しますが、その効力は原則として法施行以後の事柄に限られます。すなわち、法令は将来に向かつて適用されるもので、原則として過去の事柄には適用されないのです。これを「法令不適及の原則」といいます。人がある行為をしようとするときには、その行為時の法令を前提として行為をするもので、その行為後の法令によつて予期したものと異なる効果を与えられたのでは、法律関係が混乱し、社会生活の安定性が害されることとなります。したがつて、このような原則は法律制度の本質からくるも

のとして認められています。

法令の適用

ところで、この法令不適切の原則というものは、法解釈上の原則ですから、立法政策として一切の法令を適用させてはならないというわけではありません。法令の内容によつては過去のある時点にまで遡つてその法令の規定を適用させる必要がある場合があります。このように過去の時点にまで遡つて法令を適用させることを「法令の適用」といいます。

たとえば、公務員の給与のベース・アップを施行日より前の四月一日にまで遡つて実施しようとするときには、「この法律は、公布の日〔注・平成一二・一一・一八〕から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定……は、平成一二年四月一日から適用する」（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成一二年法律第一一六号）附則一項）というような規定を置いて、改正後の法律の規定が過去の一一定の時点にまで遡つて適用されるものであることを定めることがあります。

適用の認められる場合と認められない場合

適用の必要があつたとしても、国民の利害に直接関係がない場合やむしろ関係者の利益になる場合は問題ありませんが、一般的にいえば後から法律関係を変更するということとは法的安定性を害し、国民の権利義務にいろいろな影響が出てくることになりますから好ましいことではなく、あ

適用は、一般的にいつ法不適切の原則の例外ですから、立法上いつでも認められるといふものではありません。

くまで例外的な措置として、強度の公益性がある場合に限られます。特に憲法二九条前段においては、「何人も、実行の時に違法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない」と定めて、刑罰法規を内容とする法令の適用を禁止しております。

私法関係においては、重要な公益的理由があると考えられるときには、適用を定めることができます。たとえば、昭和二二年に民法の第四編親族と第五編相続が全面的に改正されました。その際附則に、「新法は、別段の規定のある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、旧法及び応急措置法によって生じた効力を妨げない」（民法の一部を改正する法律（昭和二二年法律第一一七号）附則四条）という規定を置いて、適用を認めました。これは、新憲法の理念を徹底させるためには、その適用を新法施行後に生じた事柄に限ったのでは不完全だといふ考え方に基づいているものです。もつとも、この場合にも、但し書きを置いて、すでに法律的に処理されてしまったものについては、その法的効力を尊重して、社会に無用の混乱を巻き起こすことを避けました。

4 法令の効力の停止

法令の効力の停止とは、ある法令の効力を一時的に停止して、その法令が効かない状態にしてしまうことをいいます。停止されている間はその法令の適用がないという点においてはその法令の廃止と似ていますが、将来その効力が復活し、再び適用されることが予想される点においては法令の

[著者紹介]

田島 信威

東京大学法学部卒業

1961年 参議院法制局参事，その後，第一部長・法制次
長を経て，

1995年～1999年 参議院法制局長

2000年～2004年 東北文化学園大学教授

2004年～2007年 白鷗大学法科大学院教授

▷ 主要著書

「最新 法令の説解法」(3訂版) (ぎょうせいけい)

「最新 法令用語の基礎知識」(3訂版) (ぎょううせいけい)

『新・国会事典』(有斐閣，共同執筆)

『新しい時代の条例のつくり方、よみ方』(日本加除出版，
共同執筆)

『市町村条例クリニック』(ぎょうせい，共同執筆)

『法令用語ハンドブック』(改訂版) (ぎょうせいけい)

法令入門——法令の体系とその仕組み [第三版]

1998年6月1日 初版第1刷発行

2005年2月10日 第二版第1刷発行

2008年4月5日 第三版第1刷発行

田島 信威……著者

北原 晴彦……発行者

株式会社法學書院……発行所
〒112-0015 東京都文京区目白台1-8-3

TEL 03-3943-1721(代表) 03-3943-1221(編集)
FAX 03-3943-2030
振替 00160-3-81699

大盛印刷株式会社……印刷

山崎製本所……製本

定価はカバーに表示しております。

©1998 Nobutoshi Tajima, Printed in Japan
★乱丁・落丁本は本社にお送り下さい。お取り替え致します。
ISBN978-4-587-03107-7

国 日本撮写機センター委託出版物
本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)することは、著作権法
上の例外を除き、禁じられています。本書から複写する場合は日本複写
権センター (03-3401-2382) に連絡してください。